

平成 28 年度

第 2 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 28 年度第 2 回寝屋川市景観審議会

日時：平成 29 年 2 月 10 日(金)

午前 9 時 30 分から

場所：寝屋川市役所議会棟 5 階
第二委員会室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 景観審議会に報告するもの
 - (1) 景観重点候補地区等の都市計画（案）について
 - ・都市計画道路対馬江大利線沿道
 - (2) 平成 29 年度の景観重点候補地区等について
 - (3) その他地区の都市計画（案）及び景観重点候補地区等について
 - ・都市計画道路東寝屋川駅前線沿道及び打上高塚町土地区画整理事業
- 3 閉 会
- 4 景観重点候補地区等の現地視察について
 - ・都市計画道路対馬江大利線沿道
 - ・都市計画道路東寝屋川駅前線沿道及び打上高塚土地区画整理事業

以 上

平成 28 年度第 2 回寝屋川市景観審議会 会議録

1 日 時 : 平成 29 年 2 月 10 日 (金) 午前 9 時 30 分～10 時 20 分

2 場 所 : 寝屋川市役所議会棟 5 階第二委員会室

3 出席者

委 員	会 長	増 田	昇
	副会長	山 野	高 志
	委 員	坂 口	行 洋
	委 員	白 川	清 司
	委 員	井 上	容 子
	委 員	熊 田	将 男
	委 員	星 野	創
	委 員	中 村	一 二 三
	委 員	三 宅	秀 明
	理事兼まち政策部長	茂 福	隆 幸
	まち政策部次長	宮 永	稔 生
	都市計画室長	竹 本	明 広
	都市計画室課長	仲 西	淳
	道路建設課長	鶉 澤	友 光
	まちづくり推進室課長	桑 原	陽 二
	都市計画室係長	湯 田	直 樹
事務局	まちづくり指導課	課長 野 口	勝 彦
	同	係長 乾	佳 純
	同	係長 下 谷	和 生
	同	係長 荒 垣	幸 信
	同	主査 西 山	修 治

4 傍聴人 0 名

5 会議事項 別紙のとおり

(開 会)

<事務局>

お待たせいたしました。おはようございます。朝早くからご参集いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、只今より、平成 28 年度第 2 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員 10 名中、9 名の出席となっておりますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

1 名の委員については、遅れてのご出席となっております。

本日、傍聴者は 0 名となっております。

<事務局>

それでは、開会にあたりまして、まちづくり指導課長の野口よりご挨拶申し上げます。

<野口課長>

挨拶 ー省略ー

<事務局>

まちづくり指導課の西山でございます。よろしく願いいたします。

<事務局>

それでは、はじめに本日の資料を確認させていただきます。

「平成 28 年度第 2 回寝屋川市景観審議会次第」、次に「配席図」、次に「景観重点候補地区等の都市計画（案）」については、【資料 1】として、パワーポイント資料の 2 ページから 18 ページ、平成 29 年度の景観重点候補地区等については【資料 2】として、パワーポイント資料の 19 ページから 20 ページ、その他地区の都市計画（案）及び景観重点候補地区等については【資料 3】として、パワーポイント資料の 21 ページから 24 ページ、現地視察ルート図については【資料 4】として、A3 横の 1 枚、以上でございます。

資料につきましては、事前に配布をさせていただいておりますが、お持ちでない方は、不足等のある方はお申し出いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本日の審議会につきましては、報告案件となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、会議録については、後日、ホームページ及び市役所情報コーナーにて公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

<事務局>

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

<会長>

みなさん、おはようございます。みぞれや雪が降るとかすこし心配していましたが、いまのところ晴れるみたいですので、しっかりすすめてまいりたいと思います。

それでは、只今より平成 28 年度第 2 回寝屋川市景観審議会を開催したいと思います。

先ほどもご説明ございましたように、報告案件が 3 件、一旦閉会したのち、景観重点候補地区の現地視察ということで 11 時半頃を目途に進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、報告案件ですけど、3 つとも連続して報告いただくのですか？ 1 個づつ切

るのですか？

<事務局>

次第2の(1)と(2)を報告した後、質疑応答をお受けさせていただきまして、(3)を報告して質疑応答ということで、一旦閉会とさせていただきます。

<会長>

わかりました。そういう予定でございますので、(1)と(2)をご説明いただいて、質疑応答して(3)ということですので、よろしく願いいたします。

<事務局(都市計画室)>

本日ご説明いたします都市計画の変更・決定につきましては、本市都市計画審議会での答申前でございますので、都市計画(案)としてご説明いたしますので、ご承知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<事務局(都市計画室)>

説明にあたりましては、主に前方のスクリーンを使用して進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第2(1)景観重点候補地区等の都市計画(案)における、都市計画道路対馬江大利線沿道について、ご説明させていただきます。

資料1の2ページから18ページをご参照ください。

当該路線における都市計画の変更の案は、表示してありますとおり、3種類でございます。

1つ目が用途地域の変更、2つ目が防火地域及び準防火地域の変更、3つ目が地区計画の決定でございます。

それでは、用途地域の変更からご説明させていただきます。

目的といたしましては、対馬江大利線の整備に伴い当該路線沿道の高度利用を図るとともに、「駅につながる」シンボルロードの沿道として、商業・業務施設など多様な都市機能を集積し、人々が集まる賑わいのある空間の形成を図るものでございます。

変更いたします位置といたしましては、赤色の円で示しております本市中央部に位置した、対馬江大利線の沿道でございます。

変更いたします区域ですが、広域のため分割してご説明いたします。まず、府道八尾茨木線道路中心から都市計画道路池田清水線までの間でございますが、変更いたします区域は、対馬江大利線沿道から25メートルまでの範囲、赤色実線で表示している範囲でございます。

変更内容としましては、現況用途地域であります、①部分の準工業地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント、②部分の第一種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント、③部分の近隣商業地域、建ぺい率80パーセント、容積率200パーセントと④部分の第二種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントから近隣商業地域、建ぺい率80パーセント、容積率300パーセントに変更するものでございます。

続きまして、都市計画道路池田清水線から京阪鉄道線路中心までの間でございますが、変更いたします区域は、対馬江大利線沿道から25メートルまでと、現道であります府道枚方交野寝屋川線の道路中心から対馬江大利線沿道より25メートルと50メートルまでの赤色実線で表示した範囲でございます。

変更内容としましては、現況用途地域であります①部分の第二種住居地域、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント、②部分の近隣商業地域、建ぺい率80パーセン

ト、容積率 300 パーセントから①の部分近隣商業地域、建ぺい率 80 パーセント、容積率 300 パーセント、②の部分商業地域、建ぺい率 80 パーセント、容積率 400 パーセントに変更するものでございます。

続きまして、2つ目の変更でございます、防火地域及び準防火地域の変更について、ご説明させていただきます。

変更する目的といたしましては、用途地域の変更に伴い防火地域への変更を行うものでございます。

変更する区域といたしましては、先ほど、用途地域の変更でご説明いたしました商業地域に変更いたします、府道枚方交野寝屋川線の道路中心から対馬江大利線沿道 25 メートルの赤色実線で表示している範囲でございます。

面積といたしましては、約 1.36 ヘクタールでございます。

最後 3 つ目の変更でございます地区計画の決定について、ご説明させていただきます。

目的といたしましては、当該路線沿道の区域において、本市の中心的な玄関口にふさわしい、人々が集まる賑わいのある空間形成を図るため、建築物の用途、建築物等の高さ、かき又はさくの構造を定め、商業・業務系の土地利用を誘導するために定めるものでございます。

地区計画の方針といたしましては、名称は、「対馬江大利線沿道地区」、面積は、約 11.7 ヘクタール、目標といたしましては、本市の都市計画マスタープランに基づき、駅前にふさわしい商業・業務施設などの集積により、人々が集まる賑わいのある空間の形成を図るものでございます。

土地利用の方針は、対馬江大利線沿道におきましては、駅につながるシンボルロードの「沿道サービスゾーン」、駅周辺は、本市の玄関口として、駅前にふさわしい商業・業務系などの計画的な土地利用を誘導するものでございます。

建築物等の整備の方針といたしましては、建築物の用途の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物の形態または意匠の制限を定めることにより、商業・業務施設を誘導し、本市の中心的な玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、建築物の敷地等における緑化に努めるものでございます。

決定いたします区域といたしましては、対馬江大利線沿道から 25 メートル及び 50 メートルの範囲である赤色実線で表示している区域で、当該区域を区分し各ゾーニングごとに整備計画を定めるものでございます。各ゾーニングの区域は、青色部分を A ゾーン、水色部分を B ゾーン、緑色部分を C ゾーン、赤色部分を D ゾーンとするものでございます。

次に地区の整備計画の内容でございますが、建築物の用途の制限といたしましては、A、B、C ゾーン内に建築できない建築物の用途を定めるものでございます。建築できない建築物の用途は、お示しさせておきますとおり、A、B ゾーンは、ラブホテル他 4 用途、C ゾーンは、ラブホテル他 5 用途でございます。

なお、D ゾーンにおきましては、現在、寝屋川市駅西地区におきまして、まちづくりの勉強会を実施しており、まちづくりの方向性を踏まえ、建築物の用途の制限を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、建築物等の高さの最高限度は、21 メートル以下とし、対象ゾーンを A ゾーンとするものでございます。最後にかき又はさくの構造といたしまして、道路に面するかき又はさくは、生け垣あるいは、ネットフェンス、鉄柵など透視可能なものとし、

ブロック塀その他これに類するものを築造してはならないとするものでございます。対象ゾーンは、A から D ゾーンの全てのゾーンでございます。なお、神社、寺院に附属するものは対象外とするものでございます。

景観重点候補地区等の都市計画（案）についての説明は、以上でございます。

<事務局（まちづくり指導課）>

引き続き、次第2（2）の平成29年度の景観重点候補地区等について、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料2の19ページから20ページをご参照ください。

第1回審議会において「寝屋川市駅東側再開発地区周辺景観重点地区」及び「寝屋川駅前線東部沿線景観重点地区」検証の際にご説明しましたとおり、新たな公共事業となる面的な整備事業とあわせて、景観重点地区や屋外広告物の区域指定を行うことで、効果的かつ効率的に良好な景観形成が図られていることを確認させていただきました。

このような状況を鑑み、都市計画道路対馬江大利線沿道など、新たな公共事業の進捗状況を踏まえながら、平成29年度の景観重点候補地区等の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど、担当課より説明がありました「用途地域の変更」「防火地域及び準防火地域の変更」「地区計画の決定」について、今年度末までに都市計画の変更・決定を予定していること、対馬江大利線本市施行分沿道の約850メートルの区間について、事業が先行的に進められていくこと、「寝屋川市駅西側駅前広場周辺景観重点地区」と連続性のある区間となっていること、これらを踏まえ、平成29年度につきましては、対馬江大利線本市施行分沿道を景観重点候補地区等として、検討を進めさせていただきたいと考えております。

また、範囲については、「寝屋川駅前線東部沿道景観重点地区」など他の景観重点地区との整合性を図る観点から、道路端から10メートルの区間で考えております。

なお、対馬江大利線本市施行分沿道における、景観重点候補地区等の案につきましては、事業の詳細や進捗状況などとあわせまして、次年度の審議会において、お示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

景観重点候補地区等の案の作成にあたりましては、対馬江大利線沿道の高度利用化とともに寝屋川市駅につながる本市の新しい顔となるシンボルロードとして、商業、業務施設など多様な都市機能を集積し人々が集まる賑わいのある空間の形成を図るなど、都市計画の変更決定の目的を踏まえつつ、魅力あふれる道路軸として、地域の特性を活かした良好な景観形成が図れるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

平成29年度の景観重点候補地区等についての説明は、以上でございます。

<会長>

はい、どうもありがとうございました。（1）都市計画道路対馬江大利線沿道の都市計画（案）についてとその中の市施行分について、景観重点候補地区としていることをご報告いただきました。何かご質問、ご意見ありませんか？いかがでしょうか？

<副会長>

私から1点お伺いしたいのですが、先ほどの20ページを見ていると道路軸を中心に対称に10メートルづつということですけど16ページの地区計画の区域図を見ているとBゾーンが南北対称となっていないところがあり、Bゾーンだけ北側部分に設定されているのか気になったのですが？

<会長>

はい、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

<事務局（都市計画室）>

Bゾーンにつきましては、今回用途地域の変更にあたり近隣商業地域から商業地域に変更させていただくことに伴いまして、その北側が現在住居系地域になっております。商業系の用途地域と住居系の用途地域のバッファとして、近隣商業地域に変更させていただいております。

<副会長>

ありがとうございます。もう1件この部分でお伺いしたいのですが、Dゾーンの方のまちづくり勉強会とは、どういった会なんですか。

<会長>

はい、どうぞ

<事務局（都市計画室）>

ご質問のありました勉強会については、地元の地権者の方であるとか商業者の方のなかで、現在この地区は、商業地域なんですけど何か不便がないかとか北側の対馬江大利線ができることによって人の流れがかわってくるなどまちづくりを考えていこうということで平成28年から活動し勉強を重ねている会です。

<副会長>

Dゾーンは、細かい店舗が密集しているところですので、玄関口という意味では大きな道路が近いのでこの辺が景観的にどのようなになるのか気になります。そのようなことで、まちづくり勉強会があるんですね。

<事務局（都市計画室）>

そのとおりでございます。

<会長>

ほか、いかがですか。

<委員>

用途変更等は都市計画審議会の方でされると思うのですが、平成29年度に変更されるのですか？

<事務局（都市計画室）>

平成28年度にします。平成29年2月20日開催の都市計画審議会で行います。

<委員>

対馬江大利線の進捗状況はどんなものですか？

<会長>

はい、いかがですか？

<事務局（道路建設課）>

現在、事業認可を取得いたしまして、沿道区域について用地買収を進めているところです。

あわせて、地籍調査を行ない境界を確定させていきますので、地籍調査による境界確定を行い用地買収のための物件調査及び物件調査が固まった権利者について、用地買収を行っているところでございます。

<委員>

ありがとうございます。この地域を商業地域や近隣商業地域に先に用途変更したら、

住居系より地価があがるではないでしょうか？

<事務局（道路建設課）>

最終的に、決定の後に用地買収するので、委員のおっしゃる通りの用地の補償になる
と考えております。

<会長>

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか？

<委員>

対馬江大和線の都市計画道路の幅員は、いくら予定しているか。従前より検討してき
ました寝屋川市駅の東側、電通大学へ向かう道との関係、それと今、駅の西側区域の資
料しかないのですが、駅前全体の都市計画の資料との関係を知りたいなと思ひまして発
言させていただきました。

<会長>

いかがでしょうか。

<事務局（道路建設課）>

委員ご指摘の対馬江大和線の幅員ですが、今の6から7メートルを20メートルにさ
せていただきます。車道が9メートル両サイドの歩道が5.5メートルあわせて
11メートル合計20メートルです。あと東側の寝屋川駅前線ですけれど駅から250メー
トルにつきましては、32メートル、中央小学校があるところですが、そこから外環状線
までの350メートルの区域につきましては、全幅25メートルの幅員でございます。

<会長>

はい、いかがでしょうか。

<委員>

以前、視察もさせていただきましたが、電通大学駅前キャンパスのあたりが25メー
トルで、今度の対馬江大和線は20メートルになるとのイメージですね。

<会長>

よろしいですか。

<事務局（道路建設課）>

電通大学駅前キャンパスがあるところが32メートル、電通大学の本学がある日の出商
店街のところから25メートルです。

<委員>

わかりました。

<会長>

駅前のエリアの用途地域がどうなっているかという質問ですけど。

<事務局（都市計画室）>

駅前の用途地域につきましては、商業地域になります。

<委員>

商業地域の建ぺい率80パーセント、容積率400パーセントですか？

<事務局（都市計画室）>

駅前につきましては、建ぺい率80パーセント、容積率600パーセントです。

<委員>

西のロータリーのあたりも、600パーセントですね。

<事務局（都市計画室）>

どちらも駅前ですが、駅の西側は、建ぺい率 80 パーセント容積率 400 パーセント、東側のアドバンスがあるところは建ぺい率 80 パーセント容積率 600 パーセントです。

<会長>

よろしいでしょうか。他いかがですか。

<委員>

先ほど、副会長がお話されたと思うのですが、進捗のなかで空家ですとか空ビルとかで権利関係が複雑なものがあると思うのですが、人が住まなくなると荒れて景観上も課題もあると思うのですがそれらについてどうお考えですか。

<会長>

いかがでしょうか。

<事務局（都市計画室）>

空家の対策につきましては、平成 28 年 12 月に空家の条例が市の方で定められまして、平成 29 年 4 月 1 日に施行されますので、対策等をやっていきます。29 年度は、条例施行にあわせて、空家の対策計画をつくるなかで除却とか利活用についても検討していくところでございます。

<会長>

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

わたしの方から 1, 2 点お教えさせていただきたいのですが、多分、用地買収に時間がかかるように思うのですが、どれ位を目標にしているのでしょうか？目標年度みたいなものがあればどうでしょうか？かなりしんどいとは思っているのですが？

<事務局（道路建設課）>

地籍調査で境界確定を行っているのが、意向調査も行なっておりまして、土地だけで約 83 名の用地があり目標年度ですが、予定として平成 30 年度と考えています。

<会長>

先ほど、副会長からもでていましたが、B ゾーンのところが少し厚みがあり緩衝帯としているけれど、景観重点地区としては、そこを全くカバーできないですよ？沿道 10 メートルで行くとそのあたり、B ゾーンについては、景観上何にもしないで行くのかどうか？A ゾーン、C ゾーン、D ゾーンは 10 メートルである一定の景観形成ができると思うのですが、B ゾーンは、一定の厚みがあるものですから、そのあたり、外しておいて良いものかどうかどうようにお考えでしょうか？

<事務局>

ご指摘ございましたように、今後本日の審議会を踏まえまして再度精査をさせていただきますと思います。

<会長>

意向調査等も、もしかして C ゾーン、B ゾーンは一体的かもしれませんね。この点についてもご検討いただければと思います。

ほか、よろしいでしょうか？

市にとっては、非常に重要な道路ですけれども、こんだけの既成市街地の 80 数名のご同意をいただきながら、建設するというのは、なかなか大変ですけど頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、(3) その他地区の都市計画（案）及び景観重点候補地区等についてご説明

いただければと思います。よろしく願いいたします。

<事務局（都市計画室）>

それでは、次第2（3）その他地区の都市計画（案）及び景観重点候補地区等における、都市計画道路東寝屋川駅前線沿道及び打上高塚町土地区画整理事業について、ご説明をさせていただきます。資料につきましては21ページから24ページをご参照願います。

当該路線沿道における、都市計画変更の案につきましては、表示しておりますとおり3種類でございます。1つ目が土地区画整理事業の決定、2つ目が用途地域の変更、3つ目に地区計画の決定でございます。

施行地区の位置は、本市の東部でJR学研都市線東寝屋川駅より西へ約100メートルに位置している「打上高塚町地区」でございます。

区域につきましては、土地区画整理事業の施行区域と東寝屋川駅前線沿道がら25メートルの赤色実線で囲まれた範囲でございます。

土地区画整理事業の事業計画といたしましては、道路整備として、幹線道路の都市計画道路東寝屋川駅前線と幅員6.7メートルの区画道路の築造及び公園、緑地の整備につきましては、施行地区面積の3パーセント以上を確保するものでございます。

用途地域の変更は、近隣商業地域、建ぺい率80パーセント、容積率300パーセントに変更するものでございます。なお、お示ししている図面につきましては、変更後の用途地域図でございます。

最後に、地区計画の整備計画といたしましては、建築物の用途の制限、かき又はさくの構造、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものでございます。

<事務局>

続きまして、その他地区の景観重点候補地区等について、ご説明をさせていただきますが、資料はございませんので、ご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

先ほど、ご説明しましたとおり、平成29年度につきましては、都市計画道路対馬江大利線本市施行分を景観重点候補地区等として考えております。

したがって、残りの対馬江大利線大阪府施行分沿道の約590メートルの区間や都市計画道路東寝屋川駅前線沿道及び打上高塚町土地区画整理事業の地区につきましては、事業の進捗状況などを総合的に勘案しながら、平成30年度以降における景観重点候補地区等として、検討を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

その他地区の都市計画（案）及び景観重点候補地区等についての説明は以上でございますが、この後の現地視察にあたりましては、資料4の視察ルート図をご参照ください。

説明は以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。ただいま、（3）について、ご説明いただきましたけれども何かご意見ありませんでしょうか？あるいは、ご質問等ありませんでしょうか？

いかがでしょうか？

<副会長>

視察ルート図を見て思い出したのですが、小路地区、第2京阪と外環状線の交差点で大規模な工事をやられていて再開発か区画整理事業をされているのですか？それは、今後の景観重点候補地区なんですか、それとも普通の開発事業なんですかそのへんを教えてください。

<会長>

はい、いかがですか。

<事務局>

ご指摘ございましたように、「小路土地区画整理事業」として事業を進めております。こちらにつきましては、すでに「生駒山なみ景観重点地区」及び「第二京阪国道沿道景観重点地区」の道路端から50メートル以内の2つの重点地区に含まれていますので、今後につきましても一定景観に配慮されていくものと考えています。

<会長>

はい、ありがとうございます。

<委員>

東寝屋川駅前線は、第二京阪道路の関連施設で作るか、作らないかの話があったものと思うのですが、この事業主体は、どこなんですか？寝屋川市ですか大阪府ですか？

<会長>

はい、いかがでしょうか。

<事務局（まちづくり事業推進室）>

事業主体は、寝屋川市ということで、現在施行をすすめているところです。

<委員>

都市計画道路東寝屋川駅前線も寝屋川市主体なんですね。

<事務局まちづくり事業推進室）>

そのとおりでございます。

<委員>

用途地域変更もされるのですが、これも都市計画審議会に諮るの、平成30年度以降なんですか？

<事務局（都市計画室）>

用途地域の変更については、対馬江大利線と同じ平成28年度、今度開催されます2月20日において諮る予定です。

<会長>

よろしいでしょうか。区画整理については、まだ、煮詰まってないとの理解でよろしいのでしょうか？どうですかね？

<事務局（まちづくり事業推進室）>

打上高塚町の方は、区画整理準備組合が平成28年3月24日に設立しております。そのなかで、業務代行予定者は、一定のプランを各地権者にお示し検討中です。

<会長>

他いかがでしょうか？

<委員>

先ほども出てきたのですが、かき又はさくについて、透過性を高めるということですが、最近、糸魚川で大きな火災がありましたように透過性と防火性が相反することがでてくるのかなと思います。景観的には、透過がよいのですが、防火性については疑問に思うのですがバランスをどうお考えでしょうか。

<会長>

はい、どうぞ

<事務局（都市計画室）>

垣、柵の構造については、道路面のみ適用でございます。ご指摘のように隣地につきましては、ブロック塀をしていただくのは、可能となります。

<会長>

防火の問題というより、犯罪の問題でも透過の方が安全性が高まる。少し昔の池田の附属小学校事件のとき問題がありましたように隠してしまって塀をたてて、ブロックする方がいいのか透過性をもたせて内部が見える方がセキュリティが高まるのかをだいた議論されてやっぱり、見える方がセキュリティが高まるという結果でした。商業地域だと防火地域、近隣商業地域だと準防火地域がかかり建物に対する対策がなされると理解ができます。

よろしいでしょうか？はい、いかがでしょうか？

(3)については、平成29年度に進捗状況を見て、平成30年度以降の景観重点候補地区という理解です。それでよろしいですね。

<事務局>

30年度以降、都市計画道路や区画整理事業等を総合的に進捗状況等を勘案いたしまして、景観重点候補地区としての案をお示ししたいと考えています。

<会長>

はい、わかりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。これもちまして、本日予定しておりました、審議会の報告案件は、終わりましたけれど。なにかその他ございますでしょうか？事務局の方その他ございますか？

それでは、これもちまして審議会そのものは閉会させていただきます。この後、対馬江大利線ならびに東寝屋川駅前線、打上高塚町の区画整理事業の現場視察がございしますのでよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

<事務局>

閉会に際しまして、理事兼まち政策部長であります茂福よりご挨拶申し上げます。

<茂福理事>

挨拶　　－省略－

<事務局>

以上もちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。ありがとうございました。それでは、本日の視察にあたりましたは、公用車3台に分乗して、ご乗車いただくこととなりますが、1階の玄関前にて、事務局より各委員様へのお声かけをさせていただきます。この部屋には戻りませんので、資料とお荷物をご持参いただきご乗車いただきますよう、よろしく願いいたします。

(閉 会)